

鳥取縣公報

告 示

◇鳥取縣告示第四百六十九號

健康保險法、國民健康保險法並びに船員保險法に基く齒科
醫である保險醫として左の者を指定する。

昭和二十一年十一月十五日

鳥取縣知事 林 敬 三

科 名	診療所の名稱	診療所所在地	氏 名	指定年月日
齒科	秋山齒科醫院	鳥取市瓦町	上山杉吉	昭和二十一年十一月九日
	濱田齒科醫院	西伯郡外江村	濱田 觀	同
同	高塚齒科醫院	米子市車尾	高塚秀也	同

◇鳥取縣告示第四百七十號

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のやう
に假設建築物建築の件を許可した。

昭和二十一年十一月十五日
第千七百六十二號

金 曜 日

本署ノ大キサハ國定規格5A列

昭和二十一年十一月十五日

鳥取縣知事 林 敬 三

- 一、建築主の 鳥取市西町 住所 氏名 鳥取市長 吉 村 哲、三
- 一、建築物の位置 鳥取市大工町頭三十二番地
- 一、建築物の用途 母子 寮
- 一、建築物の構造 木造瓦葺 平家建
- 一、建築物の規模 建築面積 一〇三、七八五平方
突出する部分 一〇一、四七平方
米
- 一、命令事項
- 一、本建築物の存続期間は都市計畫事業實施迄とする
こと。
- 一、前號の事業實施の場合は事業者の實施する期日内
に無償にて本建築物を除却しなければならない。
- 一、本建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届

出ること。

一、知事必要ありと認むるときは本命令書の條項を増減若しくは變更することがある。

二、本建築物の譲渡を受けたる者も前各號に命したる事項を遵守する義務を負ふこと。

◇鳥取縣告示第四百七十一號

昭和二十一年八月鳥取縣令第五十六號鳥取縣青果物並びに加工品販賣業許可規則によりこれが業者を次のやうに許可した。

昭和二十一年十一月十五日

鳥取縣知事 林 敬 三

青果物加工並びに加工品販賣業者

番號	氏名	住 所	業 態
四一〇	金山 正明	東伯郡 山良町大谷	加工、小賣
四一一	永江 清	日野郡 溝口町溝口	小賣
四二二	御園 良一	同 黒坂町字黒坂	同

◇鳥取縣告示第四百七十二號

林業會法第九十四條の規定に依つて次のものを指定する。

昭和二十一年十一月十五日

鳥取縣知事 林 敬 三

鳥取縣燃料配給統制組合
鳥取縣合板施設組合

◇鳥取縣告示第四百七十三號

昭和二十一年十一月四日左の國民健康保險組合の設立を認可した。

昭和二十一年十一月十五日

鳥取縣知事 林 敬 三

一、組合の名稱 小鴨村國民健康保險組合
一、事務所の所在地 東伯郡小鴨村大字中河原五四〇番地
一、組合の地區 東伯郡小鴨村

◇鳥取縣告示第四百七十四號

昭和二十一年十一月四日東伯郡小鴨村農業會の國民健康保險組合の事業代行廢止を許可した。

昭和二十一年十一月十五日

鳥取縣知事 林 敬 三

昭和二十一年十一月十五日印刷
昭和二十一年十一月十五日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五
第三種郵便物認可)

鳥取縣鳥取市東町 取 縣
鳥取縣鳥取市水町 取 縣
鳥取縣鳥取市水町 取 縣
鳥取縣鳥取市水町 取 縣